

地方における文化財登録制度—兵庫県の事例—

令和2年11月11日(水)

兵庫県教育委員会事務局文化財課 甲斐昭光

1 建造物の登録制度(資料1参照)

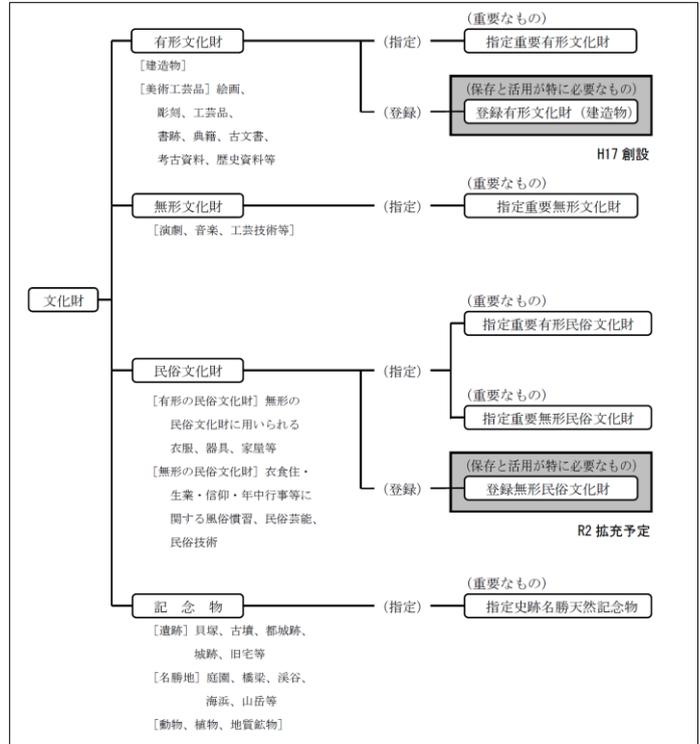
- ・ 県等の景観行政と連携
- ・ 修理費に対する補助が可能
- ・ 地域の実態に応じて活用されている

2 無形民俗文化財の登録制度(検討中)

- ・ 無形民俗文化財のうち一定程度調査が進んだ「祭り・行事」(=「民俗芸能」・「風俗慣習」)に限定
- ・ 地域に受け継がれてきた「祭り・行事」を早急に幅広く個別に登録。
- ・ 歴史性を重視(発祥が昭和初期以前のもの)

3 無形民俗文化財の登録のあり方

- ・ 無形民俗は、より地域に密着
⇒地方登録が望ましいか
- ・ 国登録を導入なら、役割分担により地方登録を促進(個別文化財でなく、ユネスコ無形文化遺産のような「類型」の登録か)



兵庫県の文化財保護の体系

兵庫県の文化財登録制度

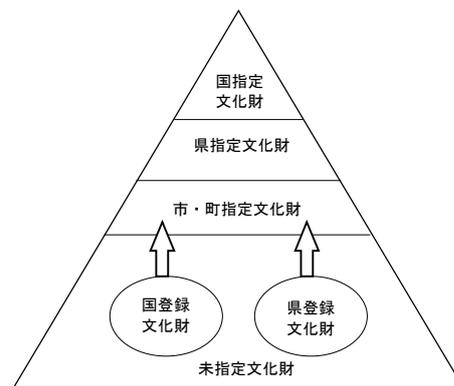
	建造物	無形民俗文化財(祭り・行事) 検討中
制定	・ H18. 3. 24 条例改正 (H18. 4. 1 施行)	・ R3. 3 条例改正 (予定)
意図	・ 「歴史文化遺産活用構想」(H14)に基づき、歴史的景観に調和したまちづくりに建造物を活用	・ 「文化財保存活用大綱」(R1)に定めた『祭り・行事調査』で把握された無形民俗文化財への早急な保護措置
登録要件	・ 県の区域内に所在する建造物・工作物 ・ 保護法等による指定がないもの ・ 建築後50年を経過したもの ・ 登録基準は国に準じる	・ 県の区域内で実施される「祭り・行事」 ・ 保護法等による指定がないもの ・ 昭和初期以前に発祥したもの ・ 登録基準は未定
手続	・ 文化財保護審議会で諮問・答申	・ 文化財保護審議会で諮問・答申
財政支援	・ 修理に要する事業費の1/6補助 ・ 事業費上限額: 1,000万円(重点文化財活用地区内※)、600万円(地区外)	・ 記録作成や用具等の整備に要する事業費に補助を検討中
登録数	・ 24件(54棟3基) (うち約半数は地区内)	—
登録候補	・ 約5,000件(『近代化遺産』、『近代和風建築』等の調査物件を基に、随時追加)	・ 約3,800件(『祭り・行事調査報告書』掲載分のうち「指定済み」・「廃絶」を除く件数)、随時追加予定
※	重点文化財活用地区: 県等が指定する歴史的景観形成地区を参考に設定(現在19地区)	—

1 兵庫県登録文化財制度（建造物）の概要

(1) 制度の目的

阪神・淡路大震災により多数の身近な文化財が喪失したことから、これらの文化財が地域の個性の形成に重要な役割を果たしてきたことが認識された。震災検証事業等においても文化財を活用したまちづくりの重要性が指摘される中、貴重な文化財を次世代に継承するための新たな文化財保護のあり方が問われている。

このため、文化財保護法等により指定を受けていない有形文化財で建造物であるもののうち、保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを登録する「登録有形文化財」の制度を定めた（平成18年3月24日兵庫県文化財保護条例改正。同年4月1日施行）。



挿図 1 県登録文化財の位置付け
(イメージ)

(2) 制度の概要

(a) 要件（資料(4) 兵庫県文化財保護条例第19条の2）

県の区域内に存し、文化財保護法等による指定を受けていない有形文化財（建造物）のうち、保存及び活用のための措置が特に必要とされるもの⁽¹⁾。

(b) 基準（資料(4) 兵庫県文化財保護条例施行規則第17条の2）

登録有形文化財登録基準（平成8年8月30日 文部省告示第152号）に準じ、以下のとおりとする。

建築物、土木構造物及びその他の工作物（重要文化財及び文化財保護法第182条第2項に規定する指定を地方公共団体がやっているものを除く。）のうち、原則として建設後50年を経過し、かつ、次の各号の一に該当するもの

- (1) 県土の歴史的景観に寄与しているもの
- (2) 造形の規範となっているもの
- (3) 再現することが容易でないもの

【例】

(1) 県土の歴史的景観に寄与しているもの

- ◎特別な愛称などで広く親しまれている場合 例) ○○○の洋館、××の赤レンガ
- ◎その土地を知るのに役立つ場合 例) 地名の由来となった建造物（○○橋など）
- ◎絵画などの芸術作品に登場する場合 例) 浮世絵に描かれた建造物、歌謡曲に登場する橋

(2) 造形の規範となっているもの

- ◎デザインが優れている場合 例) ゴシック様式の教会、古典様式の銀行
- ◎著名な設計者や施工者が関わった場合後に数多く造られるものの初期の作品 例) 昭和初期のモダニズム建築物
- ◎時代や建造物の種類の特徴を示す場合 例) 茅葺屋根の農家、下見板貼の洋館

(3) 再現することが容易でないもの

- ◎優れた技術や技能が用いられている場合 例) なまこ壁の住宅、優れた欄間彫刻を持つ書院
- ◎現在では珍しくなった技術や技能が用いられている場合 例) 黒漆喰塗の町屋
- ◎珍しい形やデザインで、他に同じような例が少ない場合

(c) 分類

「産業」・「交通」・「公共施設」・「住宅」・「宗教」・「その他」の6つに分類する⁽²⁾。

(d) 登録手続き

⁽¹⁾ 工法・材料・意匠のすべてにおいて、保護の必要があると思われる状態が、「内外観」の過半にわたり認められることを目安とする。

⁽²⁾ 「宗教」に分類される石造物の取扱いについては、当面、国宝・重要文化財指定での分類に準拠し、以下のものを登録文化財の対象とする。 宝篋印塔・五輪塔（一石五輪塔を除く）・無縫塔・石幢・鳥居 等

登録候補物件一覧の管理（挿図4）：県教委から市町文化財主管課に照会し、回答物件を補加。

登録手続き（挿図4）：文化財保護審議会にて諮問・答申。教育委員会による議決。

登録申請：申請に必要な書類は以下のとおり。市町教委から県教委に進達。

- (ア) 文化財登録申請書（挿図5）
- (イ) 概要票（挿図6、市町教育委員会文化財担当者等が記入）
- (ウ) 所有を示す書類（登記簿写し等）
- (エ) 建物の文化財的価値を評価した文献、竣工・改修記録の調査結果等

(3) 助成の概要

(a) 補助事業の対象となる経費（資料(4)、平成22年度兵庫県教育委員会補助金交付要綱）

平成22年度については、「重点文化財活用地区」内で行う県登録文化財の修理等の事業実施に要する経費の上限を1,000万円とし、県が1/6以内の補助率で予算の範囲内で補助をする。なお、「重点文化財活用地区」外では、経費の上限を600万円とする。

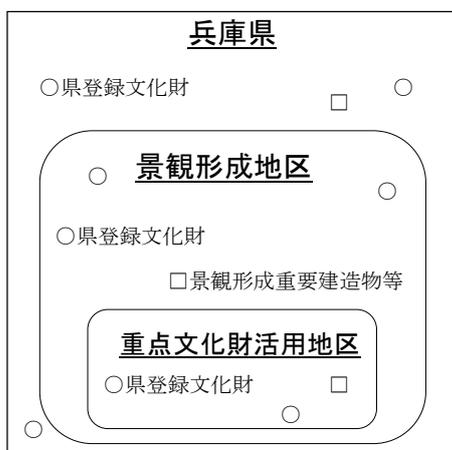
「地域の伝統文化の特徴を活かして活用を図るもの」の事例

- 1 産業の振興に資するもの
ツーリズム等の魅力向上に生かす拠点施設として地域振興に資するもの
例) 物産館に旧役場を活用・飲食店に町屋を活用
- 2 魅力ある生活環境の創造に資するもの
都市や農村等の歴史・文化環境の向上に生かす地域の個性としてまちづくりに資するもの
例) 街並み整備に社寺を活用・農村整備に養蚕住宅を活用
- 3 子供たちの学習に資するもの
身近な地域の学習教材として、子供たちの地域への愛着と誇りの醸成に資するもの
例) むかしの生活体験に古民家を活用・伝統芸能体験に神社の能舞台を活用
- 4 県民の生涯学習に資するもの
生涯学習を通して県民のふるさと観の醸成に資するもの
例) 博物館に学校施設を活用・文化財講座に社寺を活用

(b) 補助事業の対象となる工事

修理補助の対象とする工事は、建物の内外を問わず、文化財修理に限定する⁽³⁾。

景観形成地区内における修理補助対象の工事については、景観行政との重複補助を避ける必要があるため、補助申請前に市町景観行政担当との事前協議が必要。



挿図2 重点文化財活用地区の位置
(イメージ)

挿図3 重点文化財活用地区検討委員会委員（H22年度）

■ 建造物担当	
山岸常人	京都大学大学院工学研究科准教授 兵庫県文化財保護審議会委員
黒田龍二	神戸大学大学院工学研究科准教授 兵庫県文化財保護審議会委員
吉田高子	元近畿大学理工学部教授 兵庫県文化財保護審議会委員
■ 景観担当	
八木雅夫	明石工業高等専門学校建築学科教授 (役職名は平成22年8月31日現在)

⁽³⁾ 屋根修理・部分修理を想定する。